

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中  
← 厚生労働省 介護保険計画課

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令の公布について  
計9枚（本紙を除く）

Vol.498

平成27年9月30日

厚 生 労 働 省 老 健 局

介護保険計画課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 2164)  
FAX：03-3503-2167

老発0930第3号  
平成27年9月30日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

## 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行 に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令の公布について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成27年政令第342号）」が本日公布され、平成27年10月1日から施行されることとなる。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

公務員等を厚生年金保険に加入させるための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）」及び平成24年一元化法により廃止された共済年金の職域部分に代わる新たな3階部分の年金制度を創設するための「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号）」が平成27年10月1日に施行されることに伴い、所用の改正を行うもの。

#### 第2 改正内容（介護保険法施行令に関する部分に限る。）

##### （1）特別徴収に関する年金に係る改正

平成27年9月30日まで（平成24年一元化法施行前）に既に給付事由の生じた共済

各法による障害共済年金及び遺族共済年金については、引き続きこれらの給付が支給され、平成 27 年 10 月 1 日以降は原則として厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金が支給されることとなる。ただし、年金の計算の基礎となる期間に恩給期間が含まれる場合は特例として障害共済年金及び遺族共済年金が支給されることとなる。

① 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 2 号厚生年金実施機関（国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会）が支給するものに限る。）  
【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金  
【恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

② 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 3 号厚生年金実施機関（地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会）が支給するものに限る。）【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金  
【恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

③ 私立学校教職員共済による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 4 号厚生年金実施機関（日本私立学校振興・共済事業団）が支給するものに限る。）【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 79 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

※恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付は存在しない。

## （2）特別徴収対象年金の範囲

特別徴収の対象となる老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金は以下のとおりであり、下線部が今般新設・改正されたものである。

- ①国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第9条の3第1項による老齢年金
- ②国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- ③厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- ④旧厚生年金保険法（昭和60年国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金
- ⑤旧船員保険法（昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。以下同じ。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- ⑥平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑦平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑧国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年国共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）及び昭和60年国共済法等改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑨平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑩平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑪地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年地共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）及び昭和60年地共済法等改正法第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑫平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑬私立学校共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑭移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年厚生農林統合法」という。）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

⑯移行農林年金（平成 13 年厚生農林統合法附則第 16 条第 6 項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

### （3）特別徴収の優先順位

同一の特別徴収対象被保険者について、2つ以上の年金を受給中の場合は、政令で定める順序に従い、先順位の老齢等年金給付について保険料を徴収することとしている。優先順位については従来より、「年金保険者による優先」を第 1 順位、「年金種別による優先」を第 2 順位、「新旧・対象人数」を第 3 順位としている。なお、年度途中に優先順位の高い年金が裁定された場合であっても、翌年度の 9 月 30 日までは、現に徴収している年金からの特別徴収を行うこととされている。

今般の政令改正踏まえた特別徴収の優先順位は以下のとおりであり、下線部が改正部分である。

- ①国民年金法による老齢基礎年金
- ②旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- ③旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- ④旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- ⑤旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号。以下「平成 8 年改正法」という。）附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑥国民年金法による障害基礎年金
- ⑦厚生年金保険法による障害厚生年金 （政府が支給するものに限る。）
- ⑧旧国民年金法による障害年金
- ⑨旧厚生年金保険法による障害年金
- ⑩旧船員保険法による障害年金
- ⑪平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（平成 8 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑫旧国共済法による障害年金（平成 8 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑬国民年金法による遺族基礎年金
- ⑭厚生年金保険法による遺族厚生年金 （政府が支給するものに限る。）
- ⑮旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- ⑯旧船員保険法による遺族年金
- ⑰平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金（平成 8 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑱旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成 8 年改正法附則第 16 条第 3 項

の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

⑯旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 (⑤に掲げる年金を除く。)

⑰厚生年金法による障害厚生年金 (第2号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

⑱平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金 (⑪に掲げる年金を除く。)

⑲平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金

⑳旧国共済法による障害年金 (⑫に掲げる年金を除く。)

㉑厚生年金保険法による遺族厚生年金 (第2号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

㉒平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金 (⑭に掲げる年金を除く。)

㉓平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金

㉔旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金 (⑯に掲げる年金を除く。)

㉕移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

㉖移行農林共済年金のうち障害共済年金

㉗移行農林年金のうち障害年金

㉘移行農林共済年金のうち遺族共済年金

㉙移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金

㉚旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

㉛厚生年金法に基づく障害厚生年金 (第4号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

㉜平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち障害共済年金

㉝旧私学共済法による障害年金

㉞厚生年金法に基づく遺族厚生年金 (第4号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

㉟平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金

㉟旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金

㉟旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

㉟厚生年金保険法による障害厚生年金 (第3号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

㉟平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金

㉟平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金

㉟旧地共済法による障害年金

㉟厚生年金保険法による遺族厚生年金 (第3号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

㉟平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金

㉟平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金

㉟旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

### 第3 留意点

「介護特別徴収対象者情報」「介護特別徴収依頼通知情報」「介護特別徴収依頼処理結果情報」の通知内容に変更はない。

### 第4 施行期日

平成27年10月1日

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御名御筆

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

政令第三百四十一號

被用者年金制度の「元化等」を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
厚生労働省関係政令等の整備に関する政令  
内閣は、被用者年金制度の「元化等」を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二  
十四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条** 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号「厚生年金保険法（以下「法」という。）を「法」に改め、同項第二号中「当該被保険者」の下に「〔法〕第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。」を「機構」という。」の下に「又は実施機関（法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）たる日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同條を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

（去第二条の五第二項の文意で切替わる事務及び実施機関）

## 第一條 厚生年金保険法（以下「法」という。）第一条の五

手に持てる規定にあるものについてには、同項第一号に定める者のうち、該名簿に定める者が行うものとする。

一 次に掲げる規定 国家公務員共済組合 第二十四条の四、第八十一条の二及び第八十一条の二  
イ 去第二十一条から第二十四条まで、

の並びに法附第四条の三

(法第二十六条(第一号)厚生年金被保険者(法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。)に適用される場合に限る。)

ハ 法第七十八条の二 第七十八条の六及び第七十八条の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

二 法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であった者に適用される場合に限る。）

**本年金法**（昭和三十四年法律第二百四十一号）第七十三条第一項第三号に該当していたものに適用さ

二  
れる場合に限る。)  
法第二十八条、第八十一条、第一百条の二及び第一百条の三の二

公務員共済組合連合会  
次に掲げる規定 国家公務員共済組合連合会

イ 法第二十六条(第二号厚生年金被保険者に適用される場合を除く。)  
コ 法第二十一条の二、第三十一条の二及び第二十一条の三(第一号厚生年金被保険者に適用され  
る場合を除く。)

ハ 法第七十八条の四及び第七十八条の五(第一号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。)

法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七十七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。）

**本** 第一号イ及び前号に掲げる規定並びに法第二十六条、第七十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の六まで、第七十八条の八、第七十八条の十四及び第七十八条の十六以外の法の規定

るもの及び平成二十四年法律第六十三号附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第五号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年法律第六十三号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改め、「昭和三十三年法律第二百二十八号」の下に「（以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十八号」という。）を「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合は、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第二百二十八号」に、「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」（を「平成二十四年法律第六十三号附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」）に改め、「昭和三十三年法律第二百二十九号」の下に「（以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百二十九号」という。）を加え、「同法第二十二条第一項」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十二条第一項」に、「同法第四十九条」を「平成二十四年改正前法律第二百二十九号第四十九条」に、「同法第二十七号」を平成二十四年改正前法律第二百二十九号第二十七号に改め、「（以下この号において「（以下この号において「）を加え、同条中第十三号を第十五号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年法律第六十三号第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、「加入者期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百五十五号第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、「昭和三十七年法律第二百五十二号」の下に「（以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百五十二号」という。）を「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百五十五号第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成二十四年改正前法律第二百五十二号」に、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」（を「平成二十四年改正前法律第六十三号附則第二百五十二条」に改め、「昭和三十七年法律第二百五十二号第五十三条」）の下に「（以下この号において「平成二十四年改正前法律第二百五十二号」という。）を「組合員期間」の下に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第二百五十五号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第二百五十五号第五十三条第五十九条に、「同法第六十六条」を「平成二十四年改正前法律第二百五十三条第六十六条」に改め、「同号を同条第七号とし、同号の下に次の一号を加える。」を加え、「同法第三十六条第一項」を「平成二十四年改正前法律第二百五十二条第三十六条第一項」に、「同法第五十二条」を「平成二十四年改正前法律第六十三号附則第二百五十二条」に、「同法第五十九条」を「平成二十四年改正前法律第六十三号第五十九条」に、「同法第六十六条」を「平成二十四年改正前法律第二百五十三条第六十六条」に改め、「同号を同条第七号とし、同号の下に次の一号を加える。」を加え、「同法第六十三条第一項」に、「同法第五十二条」を「平成二十四年改正前法律第六十三号第五十二条」に、「同法第五十九条」を「平成二十四年改正前法律第六十三号第五十九条」に、「同法第六十六条」を「平成二十四年改正前法律第二百五十三条第六十六条」に改め、「同号を同条第七号とし、同号の下に次の一号を加える。」を加え、「平成二十四年法律第六十三号附則第六十五条第一項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改

**第二十条** 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第一号中「第二十四条の三第一項後段」を「第二十四条の四第一項後段」に改める。

(国民年金基金令の一部改正)

**第三十五条第一項**「すべて」を「全て」に、**第五条第二項**を「第五条第一項」に改め、同条

第二項中「第五条第一項」を「第五条第一項」に改める。  
（中国残留邦人等の所謂な帰国の促進並びに永主帰國した中國残留邦人等及び特定記録者の自立の

支援に関する法律施行令の一部改正

**第二十二条** 中国残留邦人等の円満な帰國の促進並てに永住回国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

**第二条中** [第五条第二項] を [第五条第一項] に改める。

に規定する厚生年金保険の被保険者期間)に改める。

〔同条第六項〕を「同条第七項」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)  
第八条第一項中「第五条第三項」を「第五条第一項」に改める。

**第二十三条** 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

十号とし、第一号の次に次の八号を加える。

二 拨用老年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)。以下この項及び第四十二条において「平成二十四年一元化法」という。)

三 附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金  
平成二十四年一元化附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

四 國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二百五号)。以下この号において「昭和六十一年國共済法等改正法」という。第一条の規定による改正前の國家公務員等共済組合法等を「旧法」といふ。

（四十二）旧国共済法といふ及び昭和六十年國共済法等改正法第二  
濟組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）

条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通

五 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び資本共

濟年金

平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び退職共済年金地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百八号)。以下この号に

において「昭和六十一年地共済法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(第四十一条において「旧地共済法」という)及び昭和六十一年地共済法等改正法第一

条の規定による改正前的地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年  
去津第五十三号）による貯蓄金、減額金、貯金、通算貯金、章寄手金、書類手金及び

八 通算遺族年金  
平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第四十二条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

第42条第5号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第7号中「障害厚生年金」の下に「(政  
府が支給するものに限る。)」を加え、同条第11号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二  
十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改め、  
同条第12号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第14号中「遺族厚生年金」の下に「(政府が  
支給するものに限る。)」を加え、同条第17号中「國家公務員共済組合法による」を「平成二十四  
年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同  
条第18号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第38号を同条第四十八号とし、同条第三十七  
号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定す  
る給付のうち」に改め、同号を同条第四十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金  
第四十二条第三十六条号を同条第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。  
四十五 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第四十二条第三十五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第四十二号として、同号の次に次の一号を加える。

四十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金  
第四十二条第三十四条を同条第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。  
四十一 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第一条の五第一項に規定する実施機関（同項

第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という)が支給するものに限る。)

を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十一号を同条第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第四十二条第三十号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第二十九号を同条第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第四十二条第一「十八号を同条第三十二号」とし、同条第二十三号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十一条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加

二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金  
第四十二条第一号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。  
える。

二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）  
第四十二条第一号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七  
条第一項に規定する給付のうち」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加え

二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金第四十二条第十九号の次に次の一号を加える。

一十一 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第一条の五第一項に規定する実施機関（同項第二号に定める者に限る。第二十四号において「第一号厚生年金実施機関」という。）が支給するものとする。）

**第二十四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。**

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正)

**第二十五条** 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「以下この条において『平成八年厚生年金等改正法』といふ」を削り、同項第

二号中「第九条第二十条第一項及び」を削り、同項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十三条第八項」に、「平成八年厚生年金等改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第十九条第一項及び第二項、第八十条第一項、第八十七条第一項並びに附則第十二条の七の四第一項

及び第三項、第十二条の八第八項並びに第十二条の八の三第一項及び第五項を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う

国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第五十一条第一項に改め、同項第四号中「第二十三条第三項」を「第二十四条第三項」に、「国家公務員等共済組合法

（准定給付企業手金法施行令の一部改正）  
及び第二項 第三十九条 第四十四条第一項並びに第四十五条第一項を「平成二十七年国共添納過措置政令第四十九条」に改め、同条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第六項」に改める。

**第二十六条 確定給付企業年金法施行令**（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

**第二十七条** 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政  
改正)

令  
(平成十四年政令第四十五号)の一部を次のように改止する。

### 第三条の表廃止前農林共済法の項中

条第二十一項	は三一第一項第三十 第一条第十八項四 四第一項第十八項 八項第四条又十第
条法部一る四項第年条平 第律を頂厚十又百金第成 第一第改若生六は十保三十三 項三正し年条平五鉄險三年 十すく金第成号法に統合 四るは保三十一年昭和 号法國險項三第三律民法 附律年第一第お統十二準附 則昭金六い合條十用則 第和法十て法の九す第 七六等二準附二年四 四十の条用則第法厚十五 三年一第す第一律生五	